

国民が利用しやすい司法の実現」及び 国民の期待に応える民事司法の在り方」について(要旨)

2000年6月13日
日本弁護士連合会

第一 はじめに

民事裁判制度を真に国民の生活を豊かにするためのものにするには、この制度を、国民が司法の場において主権者としての権利行使を通じて主体的に法を実現・創造するにふさわしいものとしなければならない。

当連合会の提起する民事司法改革の基本思想は、私人による司法の利用を促進し、支援することにある。そのためには、民事裁判における当事者の権能を強化するとともに、裁判官と書記官を増員し、十分な質と量の弁護士を確保するなどの人的体制の強化が必要である。

第二 各論

裁判所へのアクセスの拡充

1 訴訟費用の負担の軽減

(1) 提訴手数料

スライド制のもとでも上限を設定するなどして高額な提訴手数料を納付しないと提訴できないような事態をなくす。一定の訴訟類型においては、原告が複数いたとしても、各原告毎に提訴手数料を徴収しないようにすべきである。知的財産権に基づく差し止め請求では、簡易に手数料を算定できるようにすべきである。

(2) 弁護士費用

弁護士費用の合理化・透明化

当連合会は、弁護士費用の合理化・透明化のために一層の努力を行う。

現在までの取り組みとしては、1995年の弁護士等報酬規程の改正で、民事事件につき、着手金と成功報酬を、1：2の割合にしたり、着手金・報酬金の逓減率を4段階に簡略化するなど、簡明化・合理化を図った。タイムチャージ制も規定されている。

また、書籍・パンフレット・ホームページなどの媒体により、代表的な事例につき、弁護士費用の目安を示している。個々の弁護士の弁護士費用につき、報酬説明義務を課し、個々の弁護士は自己の具体的報酬を2000年10月から広告することも可能となる。

弁護士費用の敗訴者負担制度について

弁護士費用の敗訴者負担制度の導入に際しては、裁判の利用を促進し、支援するという方向で制度が設計されるべきである。個々の訴訟類型の性質に留意し、制度の導入が国民の裁判を受ける権利を阻害しないようにしなければならない。

具体的には、

片面的敗訴者負担制度をとるべき訴訟

独禁法違反行為による損害賠償請求訴訟、著作権・特許権侵害による損害賠償請求訴訟、消費者が消費者契約法・金融サービス法など各種規制法違反などを理由として、業者を相手として提起する損害賠償請求訴訟などの各種訴訟、労働者が雇用者を相手として起こす各種訴訟や医療過誤訴訟・公害訴訟・薬害訴訟など当事者間の立場の互換性がない訴訟、行政訴訟、国賠訴訟など。

負担させる弁護士費用の範囲

負担させる弁護士費用の範囲は実額によらず、何らかの基準に基づき算定される弁護士費用の一部（例えば、裁判所認容額を基準に日弁連の報酬基準をもとに定額または定率を定める）とされるべきである。できる限り明確なものとし、一律に裁判官の裁量に委ねる制度は望ましくない。

当事者の証拠収集権能の強化

制度の導入に際しては、訴訟提起前の当事者の証拠収集権能の強化が必要である。

（３）訴訟費用保険

日弁連は権利保護保険制度の創設を提唱してきた。今日、これに賛同する損害保険会社による商品開発も進み、下記の内容の保険の発売が見込まれる状況に至っている。

発売予定の権利保護保険商品の内容

保険金を支払う場合

偶然の事故により身体障害・財産損害を被った場合（交通事故・医療事故・P L事故・学校事故・一定範囲の犯罪等の被害者を予定）

保険金によって填補される費用

弁護士に対する法律相談料、損害賠償請求を依頼した場合の弁護士報酬、訴訟手数料等実費（いずれも必要かつ有益な範囲）

保険料と保険金額

保険料は年間数千円程度。保険金は法律相談料について10万円。弁護士費用は商品によって差がある。

販売方法

傷害保険・個人賠償責任保険・火災保険等に付帯して販売

運営方法

損害保険会社と全国弁護士会の法律相談センター等の共同運営を予定

2 法律扶助の充実

対象事件

訴訟・調停だけでなく、代替的紛争解決（ADR）をはじめ、一般の国民が自ら手続を行うことが困難な行政手続や法的サービス（契約書の作成等）に及ぶべきである。

対象者の範囲

一定の資力水準を超える利用者には資力に応じた負担金を課すことにより、民事手続の利用の促進をはかることが必要である。要した費用の全額負担を原則としながら利用対象を貧困者（国民の所得層の2割まで）に限定している現行の法律扶助は早急な改善が必要である。

サービス提供の方法

当面はジュディケアを中心としながら、サービスの性格に応じた多様な形態を採り入れていく。書類作成における司法書士の援助を充実すべきである。

利用者の負担の在り方

民事法律扶助は、一定の資力に満たない者については最初から負担を課さず、一定の資力水準以上の者については資力に応じた負担金を課すことにより、できるだけ対象者を広くすべきである。また、未成年者（所得のない者）、心身障害者などには負担を課さないか、負担を課す資力基準を緩和するなどの弾力的措置が必要である。

運営主体の在り方

事業の執行に当たって事業主体の自主的な事業運営を最大限に保障するとともに、納税者の資金を有効に活用するために必要な最小限の監督を行うことが求められる。

2000年10月より、民事法律扶助法が施行され、国の責任のもとで指定法人が事業にあたることが予定されている。これについては、指定法人の自主性・独立性を最大限に尊重するとともに、資金が効果的に活用されるための措置を構すべきである。

なお、現在法律扶助協会が自主事業として実施している刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添扶助に対して国庫補助金が交付され、あるいは立法が行われる場合には、こうした活動が捜査当局と、ときには厳しく対立しながら行われる性格を持つことから、実施主体の自主性・独立性は民事法律扶助以上に配慮される必要がある。

3 裁判利用相談窓口

弁護士会の相談窓口の現状について

弁護士会の法律相談窓口では、相談に訪れてきた市民を問題別に振り分けている。今後はこのような相談窓口業務を充実させ、とりあえず、弁護士会の相談窓口に行けば、自分がどこに行き、どのような手続を利用すればいいのか、その場合の費用、手間などのアドバイスを得られるような制度へと充実させていく。

4 裁判所の管轄・配置等

人事訴訟の家庭裁判所への移管

人事訴訟手続法の対象となる家事事件を、家庭裁判所に移管することに賛成する。その前提として家庭裁判所の人的・物的設備を拡充する必要がある。

簡易裁判所の事物管轄の見直しの要否、少額訴訟の上限額の見直し

簡易裁判所の事物管轄は、簡易裁判所の設立趣旨に鑑み安易に拡張すべきではない。

少額訴訟手続の上限額は簡易裁判所の事物管轄の上限まで引き上げられるべきである。

裁判所の配置のあり方

簡易裁判所、家庭裁判所はより国民に身近な場所に設置されるべきである。たとえば新宿、池袋、渋谷といったような主要ターミナルのビルに出張所を設置し、少額訴訟や家事調停を行うなどの工夫も検討すべきである。

夜間・休日の対応について

労働委員会では、夜間の調査、審問が行われており、また、たとえば東京三会の法律相談センターでは、平日夜間（相談場所は各担当弁護士の事務所になる）土曜日の法律相談を実施している。

民事裁判の充実・迅速化

1 証拠収集手続・証拠方法等に関する手続法等の見直しの要否

見直しを必要と考える。

証拠収集手続の改革点を例示すると以下のとおりである。

起訴後の当事者主導による証拠開示制度の充実強化（ディスカバリーの導入）

起訴前の証拠開示の拡充（証拠保全の要件の見直し）

起訴前の鑑定制度の創設（独の独立証拠調べ、仏の鑑定レフェレの導入）

文書提出義務の範囲の拡大（提出義務除外事由として規定されている「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（民事訴訟法220条4号八）の撤廃）

公務文書に関する文書提出命令制度の拡充・整備

2 審理期間制限の当否等

計画審理について

審理期間を一律に制限することには反対する。個別事件において、事件の進行に応じ、個々の手続の終了目標を、原・被告と裁判所の協議により樹立するという実務慣行を形成していくことが有用である。各事件にはそれぞれ個性があり、これに応じた柔軟な審理計画を策定すべきである。現行の少額訴訟手続のように当事者の選択により、簡易迅速に紛争を解決できるメニューを用意しておくことは必要である。

証拠開示（ディスカバリー）

米国の証拠開示制度（ディスカバリー）については、当事者の証拠収集能力の強化・拡充の見地から、基本的にこれに相当する制度をわが国に導入すべきである。

ディスカバリーは、わが国の民事訴訟法の当事者照会、文書提出命令、証拠保全、鑑定、検証をおおむね兼ねている。総合的に観察して、ディスカバリーは、対象とする情報の範囲でも、その手段の多様性の面でも、実効性の面でも、わが国の民事訴訟法上の証拠開示の諸制度より強力な制度になっている。手続の公正、裁判の適正、訴訟の迅速化、和解の促進、そして当事者の主体的訴訟活動の確保の諸側面から、米国のディスカバリーに相当する制度を導入すべきである。

・ 専門的知見を要する訴訟への対応

1 専門家を裁判体に取り込むことの要否・専門家を補助機関に取り込むことの要否

(1) 専門家の役割と法律家の役割

法律家と専門家の果たすべき役割を峻別すべきである。

(2) 専門的知識の取り入れ方について

当事者代理人からもたらされる情報を基本とし、これを補充する手段としては鑑定意見という形で専門家の意見が明確にされる鑑定手続によることを原則とすべきである。

(3) 専門参審制

専門参審制は、あくまで裁判官の専門的知見を補充することを目的とするものであって、国民が自ら裁判に関与することを目的とする国民の司法参加とはその理念を異にする。専門家の裁判への関与はその態様によっては、裁判官の心証形成の透明性・公正性に疑義の生じる危険性のあることに十分留意しつつ、慎重に検討すべきである。

2 専門家の意見を早期の段階で取り入れる特別の手続の要否等

(1) 知的財産権関係事件への対応強化のための具体的方策について

専属管轄化には反対する。

専門部の強化、知的財産権事件について習熟した裁判官の増員には賛成する。

(2) 労働事件への対応強化のための具体的方策について

訴訟費用の低額化、簡単に記載できる訴状の用意、迅速な審理手続のため初期の段階における和解やあっせんによる解決を制度化する。個別労働事件などで事案が複雑でない事件については、短期間の解決手続を選択しうるようにする。

証拠の偏在を是正し、労働委員会の取り扱う事件の範囲を見直し、個別労働紛争のあっせん、調停等を行うことができるものとする。労働委員会の決定に対する取り消し訴訟について、第一審を高等裁判所とする。

裁判所・労働委員会等の人的インフラを充実し、労働裁判所の設置を検討する。陪審に適する事件については陪審制を導入し、その他一般の事件については、使用者側と労働者側双方から参審員を審理に参加させる制度を検討する。

(3) 医療過誤事件への対応強化のための具体的方策について

鑑定の依頼方法を工夫し、鑑定人名簿の整備も推進すべきである。ただし鑑定人確保のために、鑑定人に対する当事者の尋問を制限することには慎重であるべきである。フランスの鑑定レフェレ、ドイツの独立証拠調べなど訴訟提起前の鑑定制度

を設けることには賛成するが、鑑定に対する当事者の批判は制限すべきでない。

． 民事執行制度の在り方

1 現行民事執行制度の充実・強化

執行官の増員および執行裁判所書記官・裁判官の増員、施設等の充実・強化、さらには、書記官・裁判官の研修などによる質的な強化も不可欠である。

2 民事執行の拡充についての具体的方策に対する意見

(1) 財産状況申告命令

その濫用による過酷執行のおそれなども踏まえて、その制度設計においては十分な配慮が必要である。

(2) 財産照会手続

プライバシーの侵害の防止に配慮するなど慎重な検討が必要である。

(3) 短期賃借権

短期賃借権制度は、詐害的に利用されている例もある。民事執行法改正により、一定の効果はあがっているが、占有者の特定が困難な場合への対処などさらなる強化について検討が必要である。

3 離婚後の養育費確保の方策

離婚後の養育費支払確保のための給与天引制度、養育費立替制度（アメリカなどに例がある）などの創設についても検討されるべきである。

． 裁判手続外の紛争解決手段の在り方

紛争解決の多様性を確保し、法的な紛争を解決するにふさわしく組織面・運用面で整備されたADR拡充には賛成である。しかし既存のADRには中立・公平性に疑問が持たれ、必ずしも利用しやすい制度になっていない。

ADRの設置・拡充にあたっては、機関の公平性の確保、審理過程及び結果の開示・公表、ADR前置主義を採らない、法律専門家の関与の確保などの制度整備を行うべきである。また、証拠開示制度の設定、時効中断効の付与、合意への執行力の付与を検討すべきである。

． 司法に関する情報公開

全ての判例情報がインターネット・ホームページにおいて公開されるべきである。その他公開の対象となるものとしては、ADRに関する情報、一定の裁判申立等に必要な書式情報などが考えられる。

． その他

1 懲罰的損害賠償制度

懲罰的賠償制度は前向きに検討するに値する。その際、これが認められる実体的要件の在り方や制度目的に応じた合理的な範囲の賠償額の検討が必要である。

2 クラスアクション制度

わが国において、株主代表訴訟などクラスアクションと類似の制度があり、さらに進んでクラスアクションの導入も前向きに検討するに値する。

3 団体訴権

団体訴権の制度も違法行為の差し止めを求めるための制度として前向きに検討する価値がある。